

# 溝沼第一町内会 会則

## 第1章 総則

- 第 1 条 本会は溝沼第一町内会と称し朝霞市溝沼1丁目の一部、溝沼2丁目の一部、溝沼3丁目の全域、溝沼4丁目の一部、膝折4丁目、5丁目の一部、泉水2丁目、3丁目の区域とし、当区域に居住する世帯がその各々の意思に基づき本会に加入した者を会員とする。
- 第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、民主的な運営により明るい文化的な住み良い地域とすることを目的とする。

## 第2章 事業

- 第 4 条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 生活環境の改善、防犯、防火、保健衛生の万全を図る。
  - 2 明るい文化的な行事
  - 3 児童、生徒の生活環境及び勉学に関する善導、補導。
  - 4 会員共同の福利増進の目的達成を図る。
  - 5 その他
- 市政への協力と、溝沼連合町内会主催の各種行事に参加し協力する等、その事業内容の詳細は総会で決議された事業計画に基づく。

## 第3章 組織

- 第 5 条 本会は、第1条の地域に居住する世帯を以って組織する。
- 第 6 条 第1条の地域を地区別に区割し、各地区に専任の理事をおく。  
各地区内を更に数世帯毎に区割し、班を形成班長をおく。

## 第4章 役員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- |        |               |            |     |
|--------|---------------|------------|-----|
| ア 会長   | 1名            | イ 副会長      | 若干名 |
| ウ 会計   | 若干名           | エ 書記       | 若干名 |
| オ 理事   | 各々の地区の代表者、若干名 |            |     |
| カ 修繕委員 | 1名            | キ 市民祭・体育委員 | 若干名 |
| ク 監査   | 若干名           |            |     |
- 第 8 条 役員を選出は次による。
- 1 会長、副会長、会計、書記、監査、市民祭・体育委員の選出は、現役員により予め新役員に推挙された会員、または会員から新役員に推薦された者が、総会で出席会員数の過半数の賛意をもって決議され選出する。
  - 2 班長は、その地区の慣習によって選出する。
- 第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は、会を代表し会則に基づき会務を総括する。  
各種行事に参加し、その仕事を遂行するため必要により役員や会員に対し協力要請をする。  
本会の預金通帳と届出印を保管し、会計と連携して入出金管理を行う。  
防犯灯の新設、更新を修繕委員に指示をする。
  - 2 副会長は、会長を補佐し会務を遂行する。  
場合によっては、会長の仕事を代行しその会務を総括する。

会長より協力の要請をされた役割に対し、役員と会員にこれを伝達し要請をする。

- 3 会計は、会則により徴収した会費を管理し、また金銭出納帳に金銭の入出金を明確に記帳するなど会計事務に係る一切の業務を行う。

会計帳簿は10年、領収書は5年の保管義務を負い、何時でも公開できるよう帳簿を整備する。

会員の活動に伴う保険契約の管理を行う。

予算の管理を行い、次年度の予算組み立てを行う。

総会で報告する会計係わる資料等を作成する。

- 4 書記は、会議時の議事録、打ち合わせ等の備忘録、総会の資料、各種届出書の作成事務、回覧物の作成等を行う。

- 5 理事は、役員会議に出席し会務を審議し議決権をもって運営にあたる。

また、担当する地区における要望、状況など役員会議で報告するとともに、各種行事の参加、回覧物の配布、町内会費、募金等の集金業務、支出金の配布、会員が死亡したときの関係者への訃報連絡、葬儀に係る手配と同時にその詳細を会長へ速やかに報告する。

会長、副会長より会運営に係る特命事項について協力をする。

- 6 修繕委員は、防犯灯の維持管理に努め修繕を行う。

また、修繕後はすみやかに担当理事にその旨報告をする。

ただし、防犯灯の新設や更新は、会長の指示によって実施する。

- 7 市民祭・体育委員は、朝霞市が主催する「朝霞市民祭り」「市民体育祭」に本会の専任役員として参加し協力をする。

市民祭・体育委員の活動状況報告については、会長から要請があった時、および総会において会員に報告する。

- 8 監査は、本会の会計を監査しその結果を総会で報告する。

- 9 班長は、班内の状況を定期的に理事に報告するとともに、回覧物の管理、会費と募金の集金、葬儀の手伝い等、住民の結束を高め住環境保全に努める。

なお、会員の死亡を知ったときは、担当理事へ速やかに報告する。

- 第 10 条 本会役員の任期は2年とするが再選を妨げない、ただし補欠の場合は前任者の残留とする。  
町内会とは別に独立した理事会、もしくは管理組合を組織した地区より選任された者が理事として本会に加入した時、その独立した理事会もしくは管理組合の規約等に理事の任期が明記されている場合、本会はこれを尊重する。

## 第5章 会議

- 第 11 条 本会の会議は、総会、役員会議とする。

- 第 12 条 総会は毎年4月に開催し、事業報告、決算報告、事業計画、予算、役員の選出、会則の改定などを審議する。また、会長が必要により臨時総会を開催することができる。

- 第 13 条 総会は会長が招集する。

- 第 14 条 役員会議では、本会の運営について審議する。

役員会議の開催日時と場所は、その都度毎に出席した役員により決定する。

ただし、修繕委員、市民祭・体育委員、監査の各役員における役員会議の出席については会長が必要と認めた場合による召集日とする。

- 第 15 条 総会、および役員会議における議決数は、総会においては出席した会員数の過半数を、役員会議においては出席する役員数の3分の2以上の賛意をもってこれを議決とする。

- 第 16 条 本会の経費は、会費 およびその他の収入をもってこれをあてる。

## 第6章 会費

第 17 条 会費は、一世帯月額150円とし、理事は総会後速やかに年間会費、一世帯1,800円を  
を  
集金し会計へ一括で納める。

ただし、半期に分けて会費を納めることを慣習としている地区についてこれを認める。

月極の納付はその事務が煩雑となるため事情やむを得ない場合を除きこれを認めない。

会費の改定については、役員会議において出席役員数の3分の2以上の賛成を、さらに総  
会  
会で出席会員数の過半数の賛成をもって変更することができる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日で終わる。

## 第7章 加入、脱会

第 19 条 本会への加入は第1条の定めによる。

第 20 条 居住地が第1条で定めた地域以外へ転居した世帯を脱会とする。

第 21 条 地区の総意によって地区ごと本会を脱会するときは、その地区を担当する理事が脱会届を  
会  
長宛に書面にて提出し、脱会届を受けた会長は役員会議で脱会について審議する。

脱会やむを得ないと認めた会長は、その脱会了承の旨を担当理事へ書面にて回答する。

脱会日については、地区を担当する理事が会長より脱会了承の書面を受領した日に属する  
月  
末日をもって脱会となる。

脱会する地区の会費はこれを返戻しない。

また、本会運営について連絡もなく長期にわたり役員会議を欠席し、自治会の活動に理解  
や  
協力を得られない地区については、役員会議に出席する役員数の3分の2以上の賛意にて  
そ  
の地区に対し自治会参加と協力の要請を会長が書面で通知することができる。

通知後も引き続き本会の運営に理解と協力を得られない場合、および該地区の理事から  
妥  
当と思われる事情の説明がなされない場合、役員会議において出席した役員数の3分の2  
以  
上の賛意のうえ脱会とすることができる。

会長は 脱会決定の旨を担当理事へ書面で通知、担当理事が受領したことを確認した後に  
そ  
の属する年度末をもって正式に脱会とする。

## 第8章 手当

第 22 条 役員の手当は次のとおり

会 長 年間1万円（市より支給する会長職助成金を別途支給）

副会長 年間1万円

会 計 年間1万円

書 記 年間1万円

理 事 各地区に年間1万円

修繕委員 年間2千円

市民祭・体育委員は、祭事助成金より活動費として1名につき1万円を支給する。

監 査 年間2千円

班 長 班戸数が2世帯で組織された班長 年間 500円

班戸数が3世帯から4世帯で組織された班長 年間1000円

班戸数が5世帯から9世帯で組織された班長 年間1500円

班戸数が10世帯以上で組織された班長 年間2000円

ただし、会長、副会長、理事の役員手当の支給条件は、会計年度中に開催する役員会議数の  
3  
分の1以上の出席数、または会計年度中における各種行事に3回以上参加した者とする。

職務を2以上兼ねる兼務役員に対し、その手当では重複支給をしない。

第 23 条 予め会長より特命され各種行事に参加する役員と会員が、移動を含めその時分が180分を越える場合、参加した役員と会員に対し弁当代として雑費より500円を支給する。  
ただし、会長より特命依頼がないもの、若しくは防災事業における避難訓練等の参加者には弁当代を支給しない。

第 24 条 手当の支給は、3月中に開催する役員会議で会計より支払う。  
ただし、班長手当の支給は、その地区を担当する理事が会計より預り支払う。  
手当の改定は、総会において出席会員数の過半数の賛意を要する。

第 25 条 役員を4年以上務め特にその活動が献身的であり、功績も顕著であると会長が認めた場合役員退任時に総会席上において、感謝状と金一封を授与する。  
金一封は、10,000円とする。

#### 第9章 弔意

第 26 条 本会の会員が死亡の場合、次のとおり弔慰金を支出する。

1 会員が死亡の場合	金 5000円
2 役員の死亡	金10000円

花 輪 代

役員とは、第7条で定めた者をいう。

#### 第10章 機密保持

第 27 条 会員は、その活動上において他の会員に係わる個人的な情報を得た場合、会の運営に供する目的以外これを他人に漏洩することを禁ずる。

また、会員は盗難等から個人情報を守るため、書類の保管には充分留意すること。  
会員の故意、または過失により個人情報が漏洩したことに起因し損害が生じた場合は、本会はその責務を負わない。

町会名簿、もしくは個人情報が記された書類等が不要となった場合は、会長にこれを返還する。

会長はその書類が個人情報に係る内容であきらかに保存の必要がないと認めた場合は、裁断のうえ廃棄処分する。

#### 第11章 事故

第 28 条 役員、会員が会運営の目的で活動中、死亡、怪我、私物の損壊等、その他不利益を蒙った場合、本会は自治会活動の性質からその損害に対する賠償責任を負えない。

ただし、自治会活動保険の支給対象となる事故等については、本会が保険会社に保険金の請求を申請しその保険料を支払うが、本会は事前に保険料に相当する金額の立替払はしない。

付 則

この会則に定めなき事項が発生した場合、役員会議で審議しこれを定める。

本会則の改定は、総会において出席者数の過半数以上の賛意による。

付 則

平成19年4月21日付総会で会則の改定が議決され、平成19年4月22日から適用する。